

埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領

令和元年9月20日付け元農畜機第3739号承認

令和元年9月4日付け元埼豚協発第20号

平成30年8月以降、アジア地域で急拡大しているアフリカ豚コレラに対する予防及びまん延防止のためには、養豚農場に野生動物侵入防止用の柵を整備し、農場への侵入を防止できる体制を確保することが必要である。

このため、埼玉県養豚協会（以下「協会」という。）は、養豚農場における野生動物侵入防護柵の整備を図る事業に対し補助することとし、もって侵入防止のためのバイオセキュリティの向上及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び「アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱」（令和元年8月9日付け元農畜機第3072号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 事業実施者

本事業の事業実施者は、埼玉県内において家畜として豚又はいのししを飼養する者（以下「養豚経営体」という。）とする。

第2 事業の内容

協会は、要綱第1の1で規定する事業実施主体として要綱第2の事業を行うものとし、要綱第2の1の(1)に規定する次の整備を行う養豚経営体に対し、その整備に必要な経費を補助するものとする。

1 野生動物侵入防護柵整備

協会が別に定める地域侵入防止計画（以下、「地域計画」という。）に基づく野生動物の侵入に対する防護柵（防護柵の効果を発揮するために必要となる電気柵本器等の付帯設備及び野生動物の侵入に対する防護柵と同等の効果を有するとして、特にその必要性があるとして、要綱第3の1の(2)のアに基づき埼玉県が定めた埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止計画に位置付けられたものを含む。以下同じ。）の整備

第3 事業の要件

1 この事業で補助対象となる防護柵は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 防護柵（(2)を除く。）

ア 農場又は衛生管理区域（いずれも豚又はいのししの飼養のための区域をいう。以下同じ。）の周囲のいずれかに位置するものであること。

イ いのししの侵入を防ぐことができる構造であること。ただし、地域の実情に応じて、

他の野生生物にも対応した侵入を防ぐ構造とすることができる。

- (2) 可動柵（農場外又は衛生管理区域外との出入りのためにその他の防護柵と一体的に設ける可動柵（門扉等）をいう。）
 - ア 農場又は衛生管理区域の周囲のいずれかに位置し、その他の防護柵と一体的に効果を発揮するものであること。
 - イ 車両、出荷豚等の出入りのために一時的に開放することを可動の目的とするものであること。
 - ウ 閉鎖時にいのししの侵入を防ぐことができる構造であること。ただし、地域の実情に応じて、他の野生生物にも対応した侵入を防ぐ構造とすることができる。

- 2 第2の事業により補助対象として整備する防護柵（以下「補助対象施設」という。）は、一般に市販されている製品を用いて設置するものとし、試験研究のために製造された施設については、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象施設は、原則として新品とする。ただし、協会会長（以下「会長」という。）が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象施設は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 以下の施設整備は、補助の対象外とする。
 - (1) 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新
 - (2) 電気柵の電気柵本器へ商用電源等の外部電源からの電源を供給するために必要となる電気工事及び非常用電源の整備
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業に参加しようとする養豚経営体は、参加申請書（別紙様式第1号）を会長が定める期日までに会長に提出し、承認を受けるものとする。

2 施設の整備に係る留意事項

- (1) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備する施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
- (2) 本事業により整備する施設の能力及び規模は、家畜防疫員等と十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (3) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (4) 養豚経営体は、この事業により施設整備を実施した施設（以下「整備施設」という。）

の性質に応じて、定期的に自ら防護柵の状況を確認する等、常に良好な状態で管理し、整備施設による効率的な成果の発現に努めるものとするとともに、事故の防止を図らなければならない。

(5) 養豚経営体は、整備施設の性質に応じて、整備施設の良好な維持管理のため、動産総合保険（盗難補償及び天災等に対する補償）等の保険に加入するものとする。

(6) 養豚経営体は、天災その他の災害により、事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を会長に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(7) 養豚経営体は、整備施設について、処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間をいう。以下同じ。）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、会長に報告するものとする。

(8) 養豚経営体は、整備施設の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該施設の整備を行った後、その写しを速やかに会長に提出するものとする。

(9) 養豚経営体は、整備施設について移転、更新又は主要機能の変更若しくは飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築及び模様替え等を当該整備施設の耐用年数期間内に行う場合は、会長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

(10) 養豚経営体は、整備施設に本事業の名称、事業実施年度、協会名等を表示するものとする。

3 事業の着工等

(1) 養豚経営体による本事業の着工は、原則として交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、会長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、事業の内容が明確となってから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

4 確認検査

(1) 養豚経営体は、本事業による施設整備等完了後、本事業により整備した内容が野生動物の侵入防止に必要十分であることについて、家畜防疫員により実地又は写真による確認を受けるものとする。

(2) 養豚経営体は、(1)による確認を受けた場合は、確認内容に対する調書（別紙様式第2号）の作成を当該確認者が所属する家畜保健衛生所長に求めるとともに、当該調書を会長に提出するものとする。

(3) 養豚経営体は、本事業により電気柵を設置した場合にあっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）における感電防止のための適切な措置が講じられていることについて確認を受ける

ものとし、実績報告書への添付については(2)を準用するものとする。

5 財産の処分制限期間における取扱い

- (1) 養豚経営体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）については、補助金交付の翌年度から処分制限期間において、会長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 養豚経営体が(1)により会長の承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を協会に納付させることがある。

6 事業の期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第5 協会の補助

- 1 協会は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、養豚経営体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
 - (1) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第6 補助金の交付手続き等

1 補助金交付申請及び交付決定

養豚経営体は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、会長に提出し承認を受けるものとする。

会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第4号）により、養豚経営体に通知するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

養豚経営体は、補助金の交付決定後、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第5号）を作成の上、会長に提出し、承認を受けるものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施地区の変更
- ウ 取組主体の変更
- エ 事業費の30%を超える増減
- オ 補助金の増又は30%を超える減
- カ 設置場所の変更
- キ 飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更

3 補助金の支払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るため、養豚経営体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。
- (2) 交付決定後に養豚経営体から補助金概算払請求書（別紙様式第6号）の提出があり、会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

第7 事業の実績報告等

- 1 養豚経営体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は令和2年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第7号）を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第8号）を養豚経営体へ通知するものとする。
- 3 養豚経営体は、整備施設（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）に係る管理状況の報告書（別紙様式第9号）を、施設整備等が完了した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、会長に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

養豚経営体は、会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

養豚経営体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

養豚経営体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第10号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合

は、その減じた金額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年5月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第9 事業の推進等

養豚経営体は、県の指導の下、協会、関係団体との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

1 養豚経営体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。

2 養豚経営体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を会長に提出するものとし、会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 事業実施状況の聴取等

会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、養豚経営体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則 (令和元年9月4日付け元埼協発第20号)

この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和元年4月1日から適用する。

別表

事業名	補助対象経費	補助限度額
<p>1 野生動物侵入防止柵整備</p>	<p>養豚経営体が地域侵入防止計画に基づき野生動物の侵入に対する防護柵を整備する場合に、当該柵の施設整備に必要な費用</p>	<p>2分の1以内</p> <p>第3の1の(2)の可動柵は設置長1メートルあたり2万円、その他については設置長1メートルあたり5千円を上限とする。</p> <p>なお、本事業により多重の防護柵を整備する場合の設置長は、本事業により整備した最も外周の設置長による。</p>

別紙様式第1号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業参加申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

(事業参加希望者)

氏名又は法人名称

代表者氏名 (法人の場合)

印

私は、野生動物侵入防護柵整備を実施いたしたく、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要綱（野生動物侵入防護柵整備事業）、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

- (1) 住所
- (2) 電話番号
- (3) F A X

2 整備計画

- (1) 防護柵の設置場所
- (2) 設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

- (3) 防護柵の距離及び経費

	距離 (m)	経費 (円)
固定柵		
可動柵		
合 計		

※ 防護柵を2重に設置する場合は、上段に単層部分（補助対象部分）を、下段括弧書きで全体の距離・経費を記入すること。

3 添付書類

- (1) 見積書等
- (2) 防護柵の規格等が分かる資料
- (3) 設置場所の図面

別紙様式第2号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業確認調書

番 号
令和 年 月 日

氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 様

埼玉県 家畜保健衛生所長 印

埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第4の4の規定に基づく確認検査の結果は下記のとおりです。

記

検査者職・氏名	
検査年月日	
防護柵の設置場所	
防護柵の距離	固定柵 m 可動柵 m 合計 m
防護柵の規格等	
感電防止のための措置	
整備内容の適否	

別紙様式第3号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所

氏名又は法人名称

代表者氏名 (法人の場合)

印

令和 年度において埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業を下記のとおり実施したいので、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第6の1の規定に基づき、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 防護柵の設置場所

(2) 設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

(3) 防護柵の距離及び規格等

	距離 (m)	規格等
固定柵		
可動柵		
合計		

※ 防護柵を2重に設置する場合は、上段に単層部分(補助対象部分)を、下段括弧書きで全体の距離を記入すること。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位: 円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
固定柵				
可動柵				
小 計				
消費税				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類（事業参加申請書と変更がない場合は添付不要）

- (1) 見積書等
- (2) 防護柵の規格等が分かる資料
- (3) 設置場所の図面

別紙様式第4号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付決定通知

埼玉協発第 号
令和 年 月 日

氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 様

埼玉県養豚協会
会 長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助金の確定額は、次の(1)及び(2)の額のいずれか低い額とする。
 - (1) 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
 - (2) 令和 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 3 養豚経営体は、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領（令和元年 月 日付け元埼玉協発第〇号）の定めるところに従わなければならない。

(注) 本文中、「記」以下の記載内容については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長から埼玉県養豚協会会長に対して交付されるアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第5号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業を下記のとおり実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位： 円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
固定柵				
可動柵				
小 計				
消費税				
計				

※ 変更部分が容易に対照できるよう変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

4 添付書類（交付申請書と変更がない場合は添付不要）

- (1) 見積書等
- (2) 防護柵の規格等が分かる資料
- (3) 設置場所の図面

別紙様式第6号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所

氏名又は法人名称

代表者氏名 (法人の場合)

印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について、下記のとおり金 円を概算払いにより交付されたく、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第6の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金 ④	事業費 出来高 ③/①=④ %			
合計	円	円	円	円	%	円	円	円

※ それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人 (フリガナ)

別紙様式第7号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実績報告書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所

氏名又は法人名称

代表者氏名 (法人の場合)

印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について、下記のとおり実施したので、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第7の1の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 防護柵の設置場所

(2) 設置場所の豚又はいのし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

(3) 防護柵の距離及び規格等

	距離 (m)	規格等
固定柵		
可動柵		
合計		

※ 防護柵を2重に設置する場合は、上段に単層部分(補助対象部分)を、下段括弧書きで全体の距離を記入すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位: 円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
固定柵				
可動柵				
小 計				
消費税				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算額①-②

5 事業完了年月日

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
- (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人 (フリガナ)

7 添付書類

- (1) 見積書、契約書、請求書、振込書等
- (2) 埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業確認調書
- (3) 整備した防護柵の写真

別紙様式第8号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金の額の確定通知及び
支出について

埼玉豚協発第 号
令和 年 月 日

氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 様

埼玉県養豚協会
会 長 印

令和 年 月 日付けで提出のあった令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事
業実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、既に交付した補助金 円
との差額金 円が別途支出されるので通知します。

記

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績確定額 | 円 |
| 3 概算払済額 | 円 |
| 4 精 算 額 | 円（2－3） |
| 5 振込年月日 | 令和 年 月 日 |
| 6 振 込 先 | |
| (1) 金融機関名 | |
| (2) 預金の種類 | |
| (3) 口座番号 | |
| (4) 口座名義人（フリガナ） | |

別紙様式第9号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業管理状況報告書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所

氏名又は法人名称

代表者氏名（法人の場合）

印

令和 年度における埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業について、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第7の3の規定に基づき、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事

2 事業の内容

(1) 防護柵の設置場所

(2) 設置場所の豚又はいのしし飼養頭数

繁殖用雄	繁殖用雌	育成	哺乳	肥育	合計

(3) 防護柵の距離及び規格等

	距離 (m)	規格等
固定柵		
可動柵		
合 計		

※ 実績報告時と変更がある場合は容易に対照できるように実績報告時を括弧書きで上段に、現状をその下段に記載すること。

3 事業完了年月日

4 管理状況

別紙様式第10号

令和 年度埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税
等相当額報告書

令和 年 月 日

埼玉県養豚協会会長 様

住 所
氏名又は法人名称
代表者氏名（法人の場合） 印

令和 年 月 日付け埼玉協発第 号で補助金交付決定通知のあった埼玉県アフリカ豚コレラ
侵入防止緊急支援事業について、埼玉県アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業実施要領第8の
3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、
記載すること。））

記

1 助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け埼玉協発第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）